

療養費

旅行中に保険証を持たずに医療機関を受診したときや、コルセットなどの治療用装具、医師に治療上必要と認められた、はり・きゅう、マッサージなどは申請により保険者負担額が支給されます。

○必要書類

【医科・歯科・調剤】 ・療養費支給申請書 ・診療報酬明細書（原本または原本証明されているもの） ・領収書（原本）
【装具】 ・療養費支給申請書 ・医師が記入・証明した治療用装具製作指示装着証明書（原本） ・領収書（原本）
【あんま・マッサージ、はり・きゅう】 ※H31.4 施術分以降、償還払い方式 毎月必要 ・療養費支給申請書（あんま・マッサージ用）または（はり・きゅう用） <u>必要事項を満たしていれば施術所の任意の様式でも可</u> ・領収書（原本） 初回および6か月ごとに必要 ・医師の同意書（原本） 該当する場合に必要 ・施術報告書（写） ・往療状況報告書（内容が分かるもの） ・1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書

申請受付後、審査を経て支給決定いたしますので、支給は申請から1～2か月後となります。